

令和6年 第10回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和6年10月25日（金） 午後1時30分～午後3時39分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 （17人）

出席者	1番	宇佐美幸雄	2番	山田 茂	3番	竹内 佳重
	4番	須藤 克美	5番	宮口 太郎	6番	井上 豊
	7番	芝崎 篤子	8番	眞砂 幸光	9番	神宮 俊夫
	10番	戸塚 勉	11番	橋本 一男	12番	武井 洋一
	13番	田中 正明	14番	中山 範雄	15番	金井 亮
	16番	伏田 再子	17番	丸山 征二		

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

日程第 1		議事録署名人の指名について
日程第 2		会務の報告について
日程第 3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号	農用地利用集積計画の承認について
日程第 7	議案第5号	農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	眞下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和6年第10回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員です

が、議長から指名することに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、1番宇佐美幸雄委員・9番神宮俊夫委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、会務の報告をいたします。令和6年9月25日開催の第9回総会で許可相当の議決案件、農地法4条関係4件、5条関係13件につきましては、令和6年10月16日付で許可書を交付いたしました。

ぐんま農業委員会女性ネットワーク第2回理事会が10月15日に前橋市のJAビルで開催され、芝崎委員が出席されました。

群馬県農業会議の第7回常設審議委員会が10月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

会務の報告は以上となります。

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから3ページ記載の10件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4番。

4番委員

ちょっと確認なのですが、4番と5番の耕作作物の面積というところに、枝豆が5,051で、長ネギが1,663で、4番が6,680で、5番が8,159と書いてあるのですが、これは同じ人で面積は違うのですか。

それと、7番なのですが、〇〇さんの〇〇さんと農事組合法人の〇〇さんって、人のうわさで聞いたのですが、同一人だけれども、名前が違うということなのだけれども、これもちょっと確認なのです。

事務局 7番の申請のほうからまず答えさせていただきます。こちらは、会社の登記簿のほうをつけさせていただいておりまして、こちらの方なのですけれども、同一人で間違いはないのですけれども、会社の登記上、名前が。

4番委員 字が違う。

事務局 字が違う形で登録になっておりますので、本人です。議案書のほうはそちらのほうに従わせていただいております。

続きまして、4番と5番の関係でございますけれども、こちらは今回4番の申請につきましては、田んぼで984平米ということで申請になりまして、こちらは各種野菜で使用するという予定になっております。こちらは、もともと各種野菜、いろいろ、〇〇だとか〇〇のほうで農地を持っている法人さんになるのですけれども、持っていて、そのもともとの面積にプラス984平米をしたものが6,680平米の面積としております。

5番目のほうは2,463平米ということなので、もともと持っている他市の農地の面積にプラスして2,643を足した結果、8,159平米ということで、ほぼ同一の申請でちょっと分かりづらいところで申し訳ないのですけれども、そういうような形で数字のほうが違っております。

4番委員 同一人だから同じ数字になるのかなと思って聞いたのですけれども、それが足されて、分かりました。

議 長 では、お願いします。

11番。

11番委員 先ほどの4番委員が言った1号議案、3条の4番と5番ですが、これは現地見てきたのですが、相当荒れた土地であり、大きな重機が入らなければ耕作できないのではないかとというような状況であります。したがって、会社が購入して臨時雇用4名使用してということで、特に問題はないのではないかと思います。

議 長 ほかに。

14番。

14番委員 14番です。議案第1号、農地法第3条の7番です。先ほどお話があったように、同一人物でありまして、現在は〇〇のほうで飼料米を作って、しっかり管理されているということです。特に問題はないと思われれます。よろしく願いします。

議 長 ほかに。

3番。

3番委員 3番です。農地法第3条関係の8番と9番です。まず、8番なのですが、地元で聞いたのですけれども、ここは問題ないと思われまます。
それから、9番についても、同じく、これはうちの東側になると思うのですが、これもほかの農地に影響ないので問題ないと思います。
以上です。

議 長 10番。

10番委員 10番です。議案第1号、農地法第3条の規定の許可申請案件、1番と3番ですが、これは県道の脇に細かく面積があるのですけれども、本人は地区外に住んでおられて、耕作できないということで売買でございます。問題ないと思います。

2番につきましては、これは贈与でありまして、隣の方に贈与ということで話がついた模様でございます。

以上でございます。

議 長 ほかに。

12番。

12番委員 12番です。3条関係の6番です。申請地周辺はかつて水田地帯でございましたが、時が進むに伴いまして、大部分が駐車場、またその他の関連施設用地となりまして、東側の1、2m低い場所が3筆が農地として残ってございました。申請地は1筆なのですが、結構広い面積がありまして、日当たりもよく農作業には適した土地であるかと思えます。

当該農地につきましては、受け人が役員をしておりますドライブインの裏手に隣接する場所にございまして、受け人は農業経験も10年ほどあるということで、取得した農地は効率的にいろいろできるものと考えておりますので、参考としてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 もう一度、3条関係の10番、これは5条の16番に関連する地上権設定でございます。太陽光発電の関係でございまして、問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長 5番。

5番委員 5番です。議案第1号、3条関係、ただいま10番委員から申し上げたとおり、10番の案件でございます。〇〇と書いてあります。現状見たところ、非常に

荒れている場所がございました。ただいま10番委員が申し上げたとおり、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法3条の10番の、これ全部だと思うのですがけれども、〇〇のところなのですがけれども、これ以前、令和5年にこれ許可されていて、今度、名前が変わるだけで出しているみたいですので、これ問題ないかと思われま。

以上です。

議 長 ほかにありますか、案件10番以外で。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に4番から6番の3件、2班に7番から10番の4件、3班に1番から3番の3件、以上合計10件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願ひたい。

令和6年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書4ページ記載の4件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願ひします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方は願ひします。

6番。

6番委員 6番です。議案第2号、農地法4条関係の3番、現状を確認いたしましたところ、物置及び車庫としても既に利用しておりまして、今回の売却に当たり未申請があったので、今回の申請となったわけでございます。特に問題はございません。

議長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第2号、農地法第4条の4番です。この案件は、〇〇というところで〇〇で一番奥の場所です。その場所のところで、一応住宅用地としてあったのですけれども、相続により取得したのですけれども、一応未転用だということで始末書が出ておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長 ほかにも。

15番。

15番委員 15番です。議案第2号、農地法第4条、番号は2番のところですが、ここは、自宅と県道の間、自宅の前です。南側のところが畑になっているのですが、ここに新たに住宅を新築したいと、今住んでいるところは老朽化して、リフォームしようと思ったら、建てたほうが安いということで、わざわざ私の家まで本人が、申請者が説明に来ました。それで、本人とも一緒に見に行き、東側に畑があるのですが、特に畑の農作業には支障ないところなので、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。議案第2号の1番の案件になります。こちらは、3種農地でもありますし、この土地の周りは全て宅地になっており、周辺農地への影響はないものと考えられますので、審議のご参考をお願いいたします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番、2番の2件、2班に3番と4番の2件、以上合計4件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 現地調査案件の申請は、5条申請11件でした。10月21日に実施された現地調査につきましては、5条7番と8番は、申請者の内容説明で呼び出しをしており、そのほかについては特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書5ページから8ページ記載の21件です。受理した申請書は、農地法5条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法5条関係の18番です。この案件については、南と北側にもう既に太陽光発電ができていますので、ほかの農地に問題ないと思われるので、よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の3番、4番、5番です。3番、4番につきましては、1枚の畑になっておりまして、住宅に囲まれた中の土地でありまして、3種農地ということもあって、特に問題ないと思われま

す。5番につきましては、〇〇の西側に当たりますが、1町歩以上の広い畑の道路際の土地なのですけれども、一番北側に当たりまして、耕作には問題ないと思

議長 ほかに。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の16と17です。16番は、先ほどの

関係で名前変わっただけで、これ問題ないかと思われま。17番は、3種農地であり、西が自分の畑で北は駐車場、東は宅地ということで、これも問題ないかと思しますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。3号議案、5条の9番と11番ですが、9番については30年ほど前に申請地上の建物を譲り受けたと、そして未転用のまま住宅敷地として住宅を建てたと、これは昔、〇〇という飲食店の宴会場だったことがあるのです。それを少し手を入れて自宅として使用しているという状態であります。それで、これは周り見れば、この住宅の前に母屋があったのですが、もう廃墟となって、竹やぶみみたいな状態になっています。農地といってもほとんどもう山のような状態の中です。その中に住宅があるというような状態であります。特に問題はありませんので、よろしく願いいたします。それから、11番につきましては、北側に太陽光、西側に太陽光ということで、道に面しているということで、特に問題はないと思しますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

16番。

16番委員 16番です。議案第3号、農地法5条の6番、14番、15番です。6番なのですけれども、周りがもう耕作放棄地といえますか、すごい荒れた状態で、太陽光を設置するにはかえって草を取ってもらって大変助かるなどは思うのですけれども、ただ隣接する土地に南側、東側それぞれに家が1軒ずつございます。工事の際、そちらのほうに留意していただければと思います。それと、14番、15番なのですけれども、これ〇〇の裏の、やはりここも耕作放棄地です。太陽光を造るに当たっては問題ないと思われまが、やはり〇〇の近くということで、〇〇に対する注意、通学路等注意していただければと思われま。以上です。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の19番です。これは、西側のほうに太陽光ございまして、東側にも以前太陽光発電用地として申請が出ていますので、

やむを得ないかな、と思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号、5条関係の7番と8番です。重装備して見て参りました。案の定ヤマカガシに遭遇しました。耕作放棄地になって何十年、すごい田んぼがあったような形跡が分かるような現状でございました。今日は、受け人の関係者がお見えということでございますので、皆さんのいろいろなご意見、また質問なりしていただいて、それからこの関係の意見を拝聴したいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

議長 ほか。

12番。

12番委員 12番です。5条関係の20番と21番です。太陽光発電用地での申請です。放棄地化が始まっている一帯でございます。春先にパトロールで今回出されている2筆のみ枯れ草がすっかり刈り払われていましたので、太陽光施設でもできるのかなと思っていたのですが、半年以上たちまして、予想どおり太陽光が出てまいりました。現状は、ススキなどが伸び放題になっている状況でございます。林道に面しているということで、これは北側なのですが、南側には既に前から太陽光施設が設置されておりまして、そういう環境でございますので、今回の太陽光発電の申請もやむを得ないのではないかと考えられますし、また獣のすみか予防という風にも考えられるのかなと思えますので、ご参考までによろしくお願いたします。

議長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。議案第3号、農地法5条関係の許可申請の13番、申請地は南のほうにキウイ畑になっています。ほかの三方は耕作放棄している元畑というような感じになっています。耕作には影響は出ないと思えますので、許可相当だと思えます。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。

議案第3号の農地法5条の関係の1番、2番、10番、12番になります。まず、1番ですが、こちらは現地確認を班長さんで行ったところではございますが、もう周辺は耕作放棄地と太陽光になっております。3種農地ということで

はありますし、周辺農地への影響は少ないと考えます。

2番につきましては、やはり3種農地で、周辺農地への影響は少ないと考えます。

続きまして、10番ですが、こちらも3種農地であります。さらに、こちらはもう周辺は全て宅地でありますので、周辺の農地への影響はないと考えます。

続きまして、12番、こちらもやはり3種農地で、周辺への影響は少ないと考えられますので、ご審議の参考をお願いいたします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合、連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から6番の6件、2班に16番から21番の6件、3班に7番から15番の9件、以上合計21件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:26)

(書類審査)

(再開午後 2:46)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第3号、農地法第5条関係の7番、8番の案件申請者から説明を求めたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条関係の7番、8番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第3号7番・8番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

7番・8番申請者 こんにちは。株式会社〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、自己紹介をさせていただきたいと思えます。私の左手、皆様方から右手に〇〇でございまして、株式会社〇〇の代表取締役となっております。

あと、後ろに控えていらっしゃるのが、右から2名の方が今回の申請の書類作

成など、あと最終処分場の設計を担当していただいています〇〇コンサルタントの〇〇さんと〇〇さんでございます。

私と後ろの2人が株式会社〇〇と申しまして、廃棄物関係ですとか、今回のプロジェクトのプロジェクトマネジメント的なお仕事を〇〇さんをご支援させていただいているコンサルタントでございますので、今日はこの5名でご説明、ご質疑に対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。事業の内容を簡単にご説明させていただきたいと思いますので、まず資料配付のほうをさせていただきたいと思います。

(資料配付)

7番・8番申請者 すみません。お手元に資料をお配りしていただいたようですので、簡単な資料で恐縮なのですが、私、株式会社〇〇の〇〇のほうから株式会社〇〇の事業内容について、まずご説明させていただきたいと思います。

お配りさせていただきました書類、A3判で裏表となっております、まず表紙、こういった写真が載っているもの、こちらを一応表紙とさせていただきますけれども、そちらの左側からご説明させていただきたいと思います。まず、事業者ですけれども、株式会社〇〇、代表取締役、〇〇という形でございます。皆様はご承知かもしれませんが、従前の社名変更しております、過去は〇〇という社名で許認可関係を申請しております、途中の段階から社名及び代表取締役が変更しまして、今の体制で事業を進めているところでございます。

今回の事業の名称としましては、管理型最終処分場となりまして、(一般廃棄物と産業廃棄物)という形で、一般廃棄物と産業廃棄物を適切に埋立処分、お預かりして処分するという事業となっております。

設置場所につきましては、〇〇ほかの土地でございまして、事業面積は5.8haほどとなっております。

最終処分場でございますので、その事業敷地の中に埋立地のポケットを設けるわけなのですが、そちらの面積がおおよそ3haというところとなっております。

最終処分する廃棄物の容量、ポケットの容積ですけれども、64万4,000立米という形となっております。

許可の品目としまして、先ほどご説明しました一般廃棄物と産業廃棄物を最終処分するわけなのですが、まず一般廃棄物につきましては焼却残渣と不

燃ごみ、産業廃棄物につきましては12品目ございまして、産業廃棄物は二十数品目の種類があるのですけれども、その中で燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、紙くず、ゴムくず、金属、ガラス・陶磁器くず、その他鉱さい、煤じん、瓦礫、13号廃棄物の12種類となっております。

続きまして、そちらの事業の概要で、ちょっと特記事項につきまして、その下のところをご説明させていただきたいと思います。対象廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物のみなのですが、現在、一般廃棄物の設置の許可ですとか処分業の取得等については、産業廃棄物の事業を行いながら申請をしていきたいと考えておりまして、事業者の計画としては両方を対象としていきたいのですけれども、現在、スタート時点としましては、産業廃棄物のみでオープンするという予定となっております。

あと、動植物性廃棄物は埋め立てませんと書かせていただいておりますけれども、こちらは株式会社〇〇時代から計5回にわたって住民さんとの説明会をさせていただいている中で、やはり鳥獣害の被害とか、そういったもののご懸念もありまして、動植物系残渣ですとか動物系不要固形物などの有機性の廃棄物については埋立てしてくれるなというところの地元様のご要望もありまして、そういった有機性の廃棄物について、埋立ては行いませんという事業となっております。

あと、当然ですけれども、放射性廃棄物についての埋立ても行いませんということで、放射性廃棄物につきましては、特措法で定められておりますので、今回の事業の対象ではございませんということでございます。

あと、特別管理産業廃棄物ということで、濃度の高い金属ですとか有害物質を含むような廃棄物を特別管理産業廃棄物と指定しているわけなのですが、そういった部分の廃棄物につきましては、今回の事業の対象外となっておりますので、そういった廃棄物の搬入はないよう、しっかり受入管理しながら、事業を行っていく方針でございます。

基本方針としまして、これも手前みそですけれども、3つのテーマを挙げさせていただいております。安心安全ということで、今回は漏水検知システム、最終処分場の底地にはシートを2枚張って二重シート構造で最終処分場の中の汚水が周辺に漏水することを防ぐというシステムを取っているわけなのですが、群馬県の基準もありまして、より高いレベル、そういった遮水シートの健全性を確認する必要があるということで、漏水検知システムを採用させてい

ただきまして、のり面の一番高いところまで、全ての遮水シートを常時、24時間監視するというシステムとなっております。

あと、防災調整池ですとか防災対策、今いろんな話題になっておりますけれども、そういった部分につきましても林地開発ですとか、いろんな土木関係の技術を駆使して、災害防止対策も万全を期していきたいと考えております。

あと、環境保全対策なのですけれども、しっかりとしたい設備を造っても、適切に維持管理をしなければ意味がないだろうというご指摘も当然あると思いますし、事業者側としても法律に遵守して適切な維持管理を行って、周辺環境の良好な維持を図っていくということと、環境モニタリングということで、生活環境影響調査で周辺環境への影響がないということで、県から許可をいただいたわけなのですけれども、こういった部分が事業実施中にそのとおりになっているかどうかということと、あと法律に基づきました維持管理を行うということで、その情報を廃棄物処理法の中ではホームページですとかそういったところに公開するという義務がございますので、そういった部分をしっかり情報公開もしていきたいというふうに考えております。

あと、地域活性化ということで、地元雇用を積極的に推進していきたいというところと、あとこちらの地元住民説明のところでもご説明させていただいたのですけれども、地域還元策ということで、いろんな協定を締結させていただいて、区費を払うですとか、あとは発生する土について、使っていた分、地元様のほうに協力金をお支払いするなどの地元対策というのは積極的に推進していく予定でございます。

続きまして、表書きの右側、位置・場所なのですけれども、こちらにつきましても皆様方のほうがよく御存じなところではあるのかもしれませんが、開発地区につきまして、まず右上の地図で位置を示させていただいております。県道〇〇線のちょうど〇〇と〇〇と安中市の市境に位置している事業エリアとなっております。

別途ご説明しますけれども、廃棄物の搬入ですとか工事車両の搬入の主なルートといたしましては、県道〇〇号線の〇〇線を利用するという形で従前からご説明をさせていただきまして、地域のいろんな方々のご要望を受けて、準備のほうを組み立てていきたいと考えております。

あと、右下のところに、ちょっと簡潔なパースを入れさせていただいているのですけれども、緑色、全部が大体緑色なのですけれども、埋立地と書いてある

ところ、中心部分が茶色くなっている。こちらに見えているのが最終処分場のポケット、底の色合いが茶色となっております。その中心部分から周囲に広がっている濃い緑色の部分がのり面側の遮水シートとなっております。遮水シートそのものの色は黒なのですが、当然、紫外線劣化等で破損しないように、遮水シートを保護するためのシートを設置しますので、その色が緑色になるというところがございます。そちらを周囲に囲うように搬入道路ですとか場内道路がありまして、そこから発生する浸出水と言われる污水につきましては、下流の浸出水処理施設に一時的に貯留いたしまして、放流可能な水質まで処理を行った後、下流に放流するという計画となっております。

また、先ほどご説明しました防災関係のことになりますと、防災調整池ということで、これもご承知だと思いますけれども、林地開発を行うに当たりまして、開発前の雨水の流出量に調整するために、要はこの事業が洪水発生の原因とならないように、一時的に雨水を貯留して、放流可能な水量に調整して下流に放流するという防災調整池を設置する予定でございます

続きまして、裏面を御覧いただきたいと思います。先ほどご説明しました最終処分場のもうちょっとズームアップした平面図をちょっと模式図的に表現させていただいております。先ほどご説明しました埋立地というところがこちらの図面の一番真ん中にありまして、埋立地の廃棄物を埋めるエリアを赤く囲っております。この中のみ廃棄物を保管するというところがございます。

最終処分場の下流側に向かって土堰堤ということで、廃棄物を安定的な長期に保管するために、強固な土堰堤を設置いたします。その下流に、先ほどご説明した防災調整池ですとか新設備の処理施設調整池を設置するという形になります。

ちょっと話は分かりにくくなるのですが、防災調整池につきましては、最終処分場の廃棄物と触れない雨水を一時的にためまして、開発によって雨水の排出量が増加しないように調整してから流すということになりまして、こちらの図面でいきますと、防災調整池からちょっと紺色の線が出ていると思うのですが、こちらの雨水は〇〇のほうに放流という形になります。

一方で、最終処分場のこの赤い枠の中からちょっとピンク色の線が出ていると思うのですが、こちらにつきましては最終処分場の中に降った雨水につきまして、污水として別で集水いたしまして、浸出水処理施設で放流可能な水質まで処理をした後、処理水は〇〇には放流せずに、ため池の余水吐けの脇か

ら放流して、直接、〇〇につながる安中市さんが管理する水路のほうに放流するという計画となっておりますので、浸出水処理施設をため池に放流する計画ではないことで、ちょっとご記憶いただければ恐縮でございます。

浸出水処理施設の構造なのですけれども、いろんな処理技術を駆使して処理をするわけなのですけれども、一応模式図で左上のところに浸出水処理系統図というのを書かせていただいております。こちらは、浸出水が埋立地の中に発生した水を原資として出てくるわけなのですけれども、埋立地の中でポンプアップをして一時的に調整池で水量、水質を調整した上で浸出水処理施設で生物的物理的高度処理を行いまして、放流可能な水質まで処理をして、これは群馬県からの要望で、やっぱり目に見える形で水質が改善されて放流可能な水質であるということを目視的に、視覚的にちょっと証明することはできないかということで、我々は常にモニタリングをして、そういった水質ではないということを確認しているのですけれども、モニタリング池というのを設置して、その中で魚を飼育して、そういった魚の飼育できる水質を下流に放流しているのだということ表現していきたいなというふうに考えている次第でございます。

こちらの浸出水の処理施設ですけれども、左下のほうに概要をちょっと書かせていただいております、処理能力としては1日200立米を24時間をかけてチョロチョロ放流するという形になります。池を手前に設置しまして、こちらの約7,000立米の容量を持った調整池で排出処理する浸出水の量を調整するという形になります。

運転時間は24時間で放流する水質につきましては、廃棄物処理法に定める放流基準というのがございますので、それプラス下流の水質を確認した上で、生活環境影響調査を行って、水質の悪化が生活環境上問題ないというレベルになる水質というのを放流水として設定しておるところでございます。項目としましては、pH、BOD、COD、SS、カルシウムイオン、全リン、ダイオキシン、大腸菌その他、あと有害物質につきましても水質汚濁防止法などで定める基準をクリアしたものを放流するという計画となっております。

続きまして、あと右上のほうに搬出入と書かせていただいているのですけれども、こちらにつきましては廃棄物をどのぐらいの量を搬入するのかということ簡潔に書かせていただいているものでございまして、1日で大体平均20台ぐらいの車両で搬入する計画でございます。搬入時間につきましては、8時30分から17時ということで、こちらにつきましては当初計画では8時から1

7時となっておったのですけれども、こちらの県道〇〇線の〇〇側の〇〇の地区の皆様といろいろやり取りをさせていただきまして、〇〇が下流にあるわけなのですけれども、そちらの通学路、通学時間帯、朝の時間帯について、児童に影響ない時間帯に設定してほしいということで、こちらにつきましては〇〇地区と環境保全協定を締結させていただきまして、改めて時間を8時半から17時に変更したというのが、ついここ1、2か月の出来事になっておりまして、こういう形で事業を行おうと考えております。

続きまして、モニタリング計画ということで、こちらは冒頭でもご説明させていただきましたように、環境保全項目の中でしっかりとして施設を造るとともに、しっかりとした維持管理を行うという中で、事業を行っている地下水ですとか浸出水、あと遮水シートの健全性を常にモニタリングするということが重要となっております、今回の事業では、地下水の井戸をモニタリング井戸を4本掘りまして、そちらの井戸の水質が変動しないかどうかということでして、地下水検査項目ですとか電気伝導率について監視を行います。

続きまして、浸出水ということで、排水してくる原水と放流する水質を法定規定に基づきましてチェックを行います。当然、常時監視できる水質項目というのはございますので、そういったものも併せて放流可能な水質であることを確認した上で放流するというのと、あと冒頭でご説明しました遮水シートがしっかりと機能しているかどうかということにつきまして、常時、漏水検知システムを作動させて、遮水シートが健全であるということを確認しながら事業を行うという計画でございます。

すみません、ちょっと長くなってしまったのですけれども、多少簡潔ではありますけれども、事業の概要をご説明させていただきました。ありがとうございます。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

6番。

6番委員 6番です。今日は大変遠路ご苦労さまでございます。地元で委員をやっております者でございます。1、2点ご質問をしたいと思います。

本日は、申請の案件が出ました5条の現場は見ましたけれども、数十年来、非常に耕作放棄されていまして、荒れ放題でこれは致し方ないと思うわけでございます。

それから、今、ご説明をいただいたことの中で、この林地開発についてもう少し
しかみ砕いて、どんな今状況で説明しているのか、ちょっと。

7番・8番申請者 分かりました。では、続き的なことで。ちょっとこちらの、この図面で
いきますと、今回の5条申請させていただいている田んぼが2枚あるかと思いま
すけれども、それを除きまして、基本的には森林法で定める計画森林がこの
事業地の中で、それ以外の面積は森林となっております。こちらの森林を伐採
するに当たりまして、森林法ではまず1haの計画森林は、開発する際につきま
しては、林地開発許可申請というものを群馬県に対して行う予定となっております。

まず、この事業につきましては、令和2年の3月、令和3年の2月に、廃棄物
の最終処分場の設置の許可はいただいたのですが、その後、この敷地の中
にありますが道路ですとか、まさに9月20日に安中市の市議会で、この中の
廃道の付議を審査いただいたところではあるのですが、あと農地の転用
ですとか、あとは先ほどご説明しました放流管などをため池の脇に設置する際
に、法定外公共物の許可などを行います。そういった申請を行った後、群馬県
に対して林地開発許可申請というものをを行う予定となっております。

ですので、申請の手順としましては、こういった個別法ですとか細かい手続を
経た上で、こちらの1haを超える森林を開発してもよいかどうかということの
群馬県の最終的な許可をいただいた上で、工事を行うという形になっておりま
す。

森林法の中で重要となるのは、やはり開発を行った後に、先ほどもご説明しま
したけれども、当然、山であれば降った雨が下流に流れ出てくるのは50%か
ら60%ぐらいということなのですが、当然、開発をしてしまいますと、
おおむね9割から100%ぐらいの水が直接表流水になってしまうということ
で、その水の調整をして下流に洪水のリスクが発生しないように、開発前の放
流量に合わせて放流するという池を設置するという形の手続、構造計算などの
審査をこれからしていただくという形になってございます。

委 員 6番。

6番委員 それから、もう一点、水の関係でございまして、この下流に〇〇を借り
ると、何名かの水稻、耕作放棄地もあるのですが、何名かの水稻耕作者
はおるわけでございます。その辺の水利組合さんとの現状の関係について、ち
よっとご説明してください。

7番・8番申請者 先ほどご説明しました個別法ですね。廃道の付議につきましては、先日、市議会のほうで審査をしていただいたところなのですが、その他、廃液放流ですとか、ため池の周りの工事を行うに当たりまして、今、安中市の土木課さんのほうに許可申請を行うことになっておりまして、そちらについては水利組合さんの意見書ですとか承諾書、同意書が必要だということで、水利組合さんのほうにおかれましては、数年にわたってこちらの事業に対するご理解をいただくべく足しげく通わせていただいて、個別に水利組合員さんのほうにも事業の説明をさせていただいているところでございます。

さらに、先ほど5回の住民説明会をさせていただいたと思うのですが、ちょうど昨年10月に〇〇地区の公会堂を使わせていただきまして、3夜連続で住民説明会のほうを開催させていただきました。〇〇利用組合さんにおかれましては、基本的には〇〇地区にお住まいの方というのが組合の加入要件ということでございますので、〇〇地区、〇〇地区ですか、失礼しました。〇〇の方々全員に説明会の案内を配布させていただきまして、説明会に来ていただいて質疑応答などをさせていただいておりますので、そういった観点からいきますと、水利組合様全員に案内を配布させていただいて、説明をさせていただける機会をいただいたのが去年の10月でございます。

その後、水利組合さんのほうにはこちらの事業に対するご了解をいただくべく交渉させていただいて、ちょうどほかの戸別訪問手続に、組合長さんと先々週ぐらいにお会いさせていただいて、改めて同意のお願いをさせていただいたということでございます。

議長 6番。

6番委員 6番です。ありがとうございます。

それから、最後に、基本方針でございます。安心安全、環境保全、地域活性化、これ全て地元に住む住民にとっては大変密接な部分で、善処しながら事業のほうを進めていただければと思うわけでございます。よろしく願いいたします。以上です。

議長 ほかに。

15番。

15番委員 15番です。ちょっといろいろ質問したいのですが、先ほどの申請書類、5分か10分で熟読するのはちょっと無理だったので、多少質問事項が食い違っているところがあるのはご容赦願いたいのですが、私もこんなような仕事を20

年前にしている、法律的なことが大分変わってきているので、その辺のそごもあるかと思うのですが、実際、この図面で、ちょっと図面の漢字が間違えているので、もし今後いろいろ出されるのだったら、この図面の側溝の側という字が測るというさんずいになっているのです。

7番・8番申請者 にんべんですね。

15番委員 にんべんに直してもらったほうが、こんなことが私気になるのです。

7番・8番申請者 お恥ずかしいです。

15番委員 こういような誤字脱字を使う人というのは、ちょっといろいろ問題あるかなと思うのです。

それで、あとこの埋立地の堰堤ですね。これは、現地調達の土砂で盛り立てるわけでしょう。

7番・8番申請者 そうです。

15番委員 板鼻層の風化層とフレッシュな板鼻層を混合して、多少土質的には改良されたものを盛り立てるということですね。

7番・8番申請者 その点につきましては、当然、その基礎も地盤改良して堅固な基礎の上に盛り立てるということで考えています。

15番委員 ボーリングが何本かやられているのですけれども、私もちょっとそれ全部頭の中に今入っていないのですけれども、主な透水層はあったのですか。

7番・8番申請者 透水層ですか。ないですね。

15番委員 それと、あと主にモニタリング計画についてちょっと聞きたいのですが、これは最終的なものではないかなと思うのですが、こっこの図面のこの右下のモニタリング。

7番・8番申請者 ずれていますね。

15番委員 これは最終的なものではないかなと思うのですが、それで地下水、モニタリング井戸を4本掘っている。顕著な透水層がないのですね。掘れば多少水は出てくるのでしようけれども、トータルの水でこれをモニタリングするということですね。顕著な透水層があれば、そこの上下を遮水して、そこを集中的に本来はモニタリングするのですけれども、そういう必要はないのかなと、そういう意味ではですね。

7番・8番申請者 そうですね。廃棄物処理法上では、上流、下流の電気伝導度等の差異を見ることが主要事項となっておりますので。

15番委員 あと、サンプリング結果、タイムですけれども、頻度ですね。年1回とか月1

回とあります。浸出水に関しても年1回とか月1回、年1回というのはいつやるのですか。

7番・8番申請者 時期は決めて、事業者側で、例えば5月なら5月と決めて実施するということで、季節は決まっています。

15番委員 普通は、私の常識からいくと、渇水期に1回、降水期に1回というのが常識かと思うのですが、最近は違うのでしょうか。

7番・8番申請者 廃掃法上はそういうところは要求されていないです。

15番委員 それと、あとモニタリング池、これが目視、目視というのは具体的にどういうことなのですか。

7番・8番申請者 群馬県のちょっと要望を反映して、一般的にはこういったモニタリング池というのは設けないのですけれども、先ほどご説明しましたけれども、放流する前の手前に池を造って、そこで魚を飼ってくださいというふうに言われているのですね。その生物がしっかりそこで生存できているということを見えるような池を造ってくださいということがありまして、それにつきましては当然池を見るに当たって、魚がしっかり健全な状態で生きているかどうかという目視をするしか方法がないというところなんです。

15番委員 魚は何ですか。

7番・8番申請者 まだそこにつきましても、今コイとかフナとかというところまではちょっと決めていないところです。

15番委員 それと、あと放流水質のことですけれども、重金属類は考えていないのですか。

7番・8番申請者 重金属類も除去する計画でございます。

15番委員 それと、このやる前、計画前の〇〇に入る量というのは押さえているのですか。

7番・8番申請者 〇〇に入る。

15番委員 ため池に入る量。

7番・8番申請者 水量ですか。

15番委員 水量です。水量と水質です。

7番・8番申請者 ため池の水質につきましては、特段測っていない状況でございまして、実は、水利組合さんのほうにも、当然工事の前後ですとか埋立て中につきましてもため池のモニタリングにつきましてもご提案させていただきたいなというところで、ただ我々勝手にため池の水を取るということにはできないものですから、現状としては測っていません。

15番委員 ため池の水を取るのではなくて、ため池に流入する量です。この仮の水量、年

間どういった水量が入っているのか、水質も含めてですね。

7番・8番申請者 水量につきましては、谷が2つあると思うのですが、そちらで出てくる水の量につきましては、ちょっと計測の方法はちょっと思いつかないということでございますが、流域面積というのは分かっておりますので、その流域面積からおおむねその流出量というのは推計できますので。

15番委員 その机上では駄目なのですよ。裁判になっても、そんなの全然駄目ですよ。工事前の現況を押さえているかどうかなのですよ。この〇〇に入る主な水源の流入量ですね、表流水。通常押さえますよね。

7番・8番申請者 何をもって通常とおっしゃっているのかちょっと私もよく分かりません。

15番委員 いやいや、通常って、工事前ですよ、施工前の、例えば1年間なら1年間モニタリングしているかどうかです。

7番・8番申請者 ため池の。

15番委員 水質も含めてですね。

7番・8番申請者 現実的にため池に入る水の量を生で測定するということとはできない。

15番委員 谷になっているではないですか。

7番・8番申請者 谷になっていますけれども、流量計の設置が多分できません。我々が流量計を設置することもできませんし、そういうことはちょっと現実的にはできないのではないかと思います。ただ、おっしゃるように、ため池の水が水量的に、ため池の利用者様に対して影響があるかどうかという部分につきましては、群馬県のほうからいろんな資料をいただきまして、ため池の水量がこの処分場を造ることによって影響はないということは、いろんな文献調査を行って検証をしているところでございます。

15番委員 ぜひとも、私の意見としては、現況、どのくらい年間〇〇に水が入っているのか、これはチェックする必要があるのではないかと、工事前ですよ。

7番・8番申請者 はい、分かりました。

15番委員 水質も含めてですね。

7番・8番申請者 その辺ちょっと、ため池の所有者さんである安中市様とちょっといろいろ協議させていただきます。

15番委員 しかも、この表流水、雨量ですね。アメダスの〇〇使っていますよね。全然近くはないですよ。谷が全然違いますからね。だから、私のアドバイスです。あなた方の不利にならないようにアドバイスをしているつもりでいます。あまり

長くなるようなので、以上にします。

7番・8番申請者 ありがとうございます。しっかり、先ほどのアドバイスを反映して、皆さんにお話いただけるように対策を取っておきますので、よろしく願います。

15番委員 ここで、最大、この埋立てのかさですね。33mぐらいですかね。これに対してこの遮水シートがもつのかどうかということですよ。よく問題になるのは、遮水シート、みんな大きいシート、一枚物はないのです。現場で貼りつけてやるのですが、結構裂けてしまって、というのは、地盤が沈下したり、計画以上の土圧がかかるわけですよ。シートが破れる、変形する、漏水するということですね。

7番・8番申請者 遮水シートにつきましては、まずしっかりとした堅状な地盤の上に設置するというのが一番重要なファクターとなっております、不陸ですとか、いわゆる地盤の変形があることによって、遮水シートの破損等が生じるというのは、まず一点あるということでございまして、土圧につきましては、基本的には均等にかかりますので、平面的に遮水シートに土圧がかかるから、こういう付け足しで破けるということではなくて、やはり地盤そのものの不陸、地盤の変形というものが一番遮水シートにはよくないと言われておりますので、そういった意味で遮水シートの底盤につきましては、しっかりと堅固な形にして、なおかつ委員にご指摘いただきました遮水シートの継ぎ目につきましては、その昔は接着剤を使っていたということなのですが、今は全部熱溶着で溶着をしまして、全量の接合部につきましては、空気が漏れないかどうかということで全量検査するというのは実態となっておりますので、そういった部分で施工ミスも含めて発生しないような対策は取りたいと思っております。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。どうも今日のご苦労さまです。まず1点が、この地図でいう防災調整池というのが用意されているのですけれども、水が〇〇に直接流れ込むような構図になっているのですが、これに関しては〇〇を使っている水利組合さんとの協議は。

7番・8番申請者 協議といいますか、協議をお願いしている段階でございまして、実際に具体的な協議にまず応じていただいているところでは。

17番委員 まだこれは計画、あくまでも計画ですね。

7番・8番申請者 さようでございます。

17番委員 分かりました。

それと、農地法の施行規則57条の第1項の2号で、行政庁の許可を必要とする場合には、許可されなかったということがないこと、または許可されない見込みがないこと、簡単に言うと、他法令で許可されているか、または許可される見込みがあるかということを知っていますが、森林法上の林地開発の許可が下りる見込みはありますか。

7番・8番申請者 あると思って進めています。

17番委員 あるのですか。分かりました。それでは、林地開発の許可に必要とされています地元の水利組合の同意が取れているか、単純に取れているかないかでお答えいただきたい。現状。

7番・8番申請者 取れていません。

17番委員 はい、分かりました。結構です。

議長 よろしいですか。

委員 なし。

議長 どうもお疲れさまでした。

7番・8番申請者 ありがとうございます。

(議案第3号7番・8番案件申請者退席)

議長 それでは、ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3:23)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3:24)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 7番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、4番から6番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、7番から10番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書

に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から3番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 7番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番と2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番と4番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 7番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から6番の6件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法5条関係は、16番から21番の6件です。審査班で農地転用許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上。

議長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、7番から15番の9件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおり、7番、8番を除くほかの案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。また、7番、8番の案件につきましては、審査班で話合いの結果、保留でお願いします。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。
次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和6年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書9ページ記載の1、利用権設定関係、議案書番号1番から2番、2、利用権設定関係（一括方式）1番の計3件です。改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたら願います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について、安中市長より下記のとおり提出されたので、審議願いたい。

令和6年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書10ページ記載の1件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

委 員

なし。

議 長

なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認されました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和6年第10回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時39分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和6年10月25日

安中市農業委員会会長

1番委員

9番委員